

「八戸市ふるさとの恵み乾杯条例」PR業務委託仕様書

1. 業務名

「八戸市ふるさとの恵み乾杯条例」PR業務委託

2. 業務の目的

「八戸市ふるさとの恵み乾杯条例」に基づき、圏域産酒等による乾杯の推進並びに圏域産酒類と圏域産食材とのマリアージュによる食文化の魅力及び地域産業のブランド力の向上に資する周知・啓発を図ることを目的とする。

3. 業務内容

(1) PRチラシ及びPOPスタンドの作成

ア デザイン制作

I 企画・編集

※ 表面：周知チラシ 裏面：条例の概要

II 文字、イラスト、図表、写真等の割付

※ 「八戸市×八戸市議会」を表示

III 掲載に必要なイラスト及び図表の作製、写真の撮影

IV 原稿校正（3回程度）の実施

V 版下データの作製（デジタル入稿に対応したもの）

イ 印刷（仕様に基づく印刷及び加工）

I チラシ仕様

・サイズ A4判 両面フルカラー

・用紙 コート紙 90 kg

・部数 5,000部

II POPスタンド仕様

・サイズ A4判 三角柱型 片面フルカラー

・用紙 コートボール 270g～310g

・表面加工 グロスPP貼り

・部数 1,000部

ウ スケジュール

初稿 令和8年8月21日(金)

校了 令和8年9月4日(金)

納品 令和8年9月18日(金)

(2) PRチラシ及びPOPスタンドの配布

ア 配布先 市内のホテルや飲食店、酒類・飲料製造者等（約100か所）

イ 配付期間 令和8年9月24日(木)～令和9年3月31日(水)

(3) SNSや広告媒体を活用した周知（自由提案）

周知期間 令和8年9月24日(木)～令和9年3月31日(水)

(4) その他、本件業務の遂行に関連し必要な作業に関すること。

4. 成果物

成果物として、チラシ・POPスタンド（指定部数）及びその画像データを収録した電子媒体（3部）を納めること。

5. 著作権等の扱い

- (1) 本件業務において受託者が作製した著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全てこれを本市に譲渡するものとする。また、受託者は本件著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 本件業務において知的財産基本法第2条に規定する知的財産権に関連し、第三者の権利の保護の対象となっている著作物等を利用して本件業務の用に供しようとする場合は、受託者の負担により、適正に権利関係の確認と処理を行うこと。また、万一、第三者からの権利の主張、損害賠償の請求等があった場合は、受託者の責任と負担により対処するものとし、受託業務の遂行及び成果物の使用に際し支障を及ぼすことがないようにすること。

なお、第三者の著作物等を使用する場合にあっては、本件著作物の全部又は一部を本市が作製する他の印刷物や本市のWebサイト等に掲載する点に留意すること。

6. 遵守事項等

受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守、留意すること。

- (1) 受託者は、円滑に業務を進め、納入期限内に納入できるよう十分な体制で臨むこと。
- (2) 本件業務の実施に当たっては、本市と十分に協議すること。
- (3) 各業務における詳細や、本仕様書に記載のない事項、また仕様書に疑義が生じた場合は、原則として本市の指示に従うものとする。